

---

**QA7 牛乳及び乳児用食品の基準値を 50 ベクレル/kg とした根拠を教えてください。**

---

食品安全委員会が食品健康影響評価において、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」があると指摘していることを踏まえて、合理的に可能な範囲で、消費者にも分かりやすい形で明示的に小児への配慮を行う方法を検討し、乳児が食べる「乳児用食品」と子供での摂取量が顕著に多い「牛乳」を特別な区分に設定することとしました。この 2 つの食品区分の基準値の計算に際しては、流通する食品のほとんどが国産であるという実態を考慮して、万が一全ての食品が基準値上限の値で汚染されていたとしても影響がないよう基準値を計算しました。これにより「乳児用食品」と「牛乳」の基準値は「一般食品」の半分となる 50 ベクレル/kg に設定しています。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第 8 章 67 ページ「平成 24 年 4 月からの基準値」

下巻 第 8 章 76 ページ「基準値の計算の考え方 (2/2)」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日